

千歳市総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、市の総合計画に関し必要な事項を定めることにより、市政の総合的かつ計画的な運営を図り、もって市の発展と住民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「総合計画」とは、市のまちづくりの基本的な指針であつて、基本構想（将来都市像、将来人口の展望、まちづくりの目標及びこれらを実現するための施策展開の方針についての構想をいう。以下同じ。）及び実施計画（基本構想を実現するための施策及びその具体的な実施方法についての計画をいう。）からなる市の最上位の計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、市政の総合的かつ計画的な運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(基本構想の策定等)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第7条に規定する審議会に諮問した上、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表等)

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況を公表しなければならない。

(総合計画との整合性の確保)

第6条 市の個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合性の確保を図らなければならない。

(審議会)

第7条 総合計画に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、千歳市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本構想の策定又は変更に関すること。
- (2) その他総合計画に関すること。

3 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

- 4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 5 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 知識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他市長が必要と認める者(任期)

第8条 委員の任期は、総合計画に関する答申が終了したときまでとする。

- 2 特別委員の任期は、当該特別の事項の調査審議が終了したときまでとする。
(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び特別委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、会議に出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(専門部会)

第11条 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。
(委任)

第12条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(千歳市総合計画審議会条例の廃止)
- 2 千歳市総合計画審議会条例（昭和55年千歳市条例第1号）は、廃止する。